

### 第30章. 最終規定

TPP協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について規定している。

発効については、全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後60日で発効する旨規定されている。ただし、署名後2年以内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報しなかった場合には、原署名国の2013年のGDPの合計の少なくとも85パーセントを占める、少なくとも6か国が国内法上の手続を完了した旨を通報することが、発効の要件として定められている（署名後2年以内に上記(85パーセント、6か国)の要件が満たされる場合には署名後2年の期間の満了後60日で、署名後2年以内に同要件が満たされない場合には同要件が満たされた日の後60日で、それぞれ発効する。）。